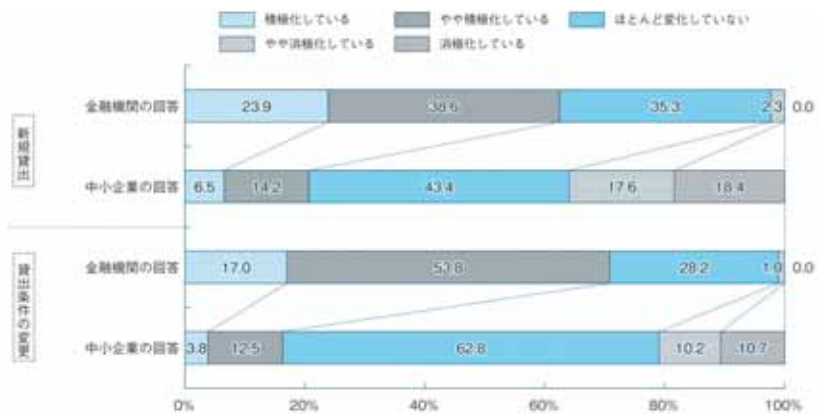


2-1. 経済危機が中小企業に及ぼした影響

リーマン・ショック後の株価下落や信用不安等を通じて、我が国の金融機関は深刻な影響を受けた。こうした状況下における、我が国の中小企業に対する金融機関の貸出姿勢を2008年12月実施のアンケートを用いて見ていく。1年前と比較して「積極化している」、「やや積極化している」と回答した割合は、中小企業では約2割である一方、金融機関では合計で約6割に上がっている。

金融機関の貸出姿勢の変化(2008年12月と2007年12月との比較)

～リーマン・ショック直後、新規貸出及び貸出条件の変更に対する金融機関の貸出姿勢について、金融機関と中小企業の認識に相違があった～



資料：みずほ総合研究所(株)「中小企業を取り巻く事業環境と経営実態に関する調査」(2008年12月)、(株)東京商工リサーチ「金融機関の資金供給実態調査」(2008年12月)

貸し出し条件の変更に対する姿勢についても「積極化している」、「やや積極化している」と回答した割合は、中小企業では合計で約1割である一方、金融機関では合計で約7割に上がっており、両者の認識の違いが存在することが見て取れる。

2-2. 中小企業対策の実施

前節で示した通り、2008年秋以降、中主企業の資金繰りは悪化し、金融機関からの借入の難易度が増すなど非常に厳しい状況が続いた。こうした状況を踏まえ、政府は資金繰り対策として2008年10月に緊急保証制度とセーフティネット貸付等の強化を行った。

緊急保証制度は2008年10月31日に創設された制度であり、原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰の

セーフティネット貸付及び中小企業向け危機対応貸付の実績(単月)

～2010年3月31日には、貸付件数は40万件、貸付金額は8兆7,390億円を超えている～



資料：中小企業庁調べ
 (注) 1. (株)日本政策金融公庫の国民生活事業及び中小企業事業におけるセーフティネット貸付並びに(株)商工組合中央金庫の中小企業向け危機対応貸付の合計。
 2. (株)商工組合中央金庫の危機対応貸付は、2009年1月31日取扱い開始。

影響を強く受けている545業種の中小企業を対象としてスタートした。その後、指定業種・事業規模が順次拡大されてきた。さらに、2010年2月15日には、2009年度第2次補正予算成立を受けて、2010年3月31日で期限切れを迎える予定であった緊急保証制度を原則全業種の中小企業が利用できる「景気対策緊急保証制度」に衣替えし、対象業種の指定業種や利用企業の認定基準を改め、より使い勝手の良い制度とした。取扱機関についても2011年3月末まで1年間の期間延長を行い、保証枠についても6兆円を追加して総額36兆円に引き上げるなど、より多くの中小企業が活用できるように措置を講じた。